

第 58 期（平成 28 年 3 月期）決算公告

平成 28 年 6 月 17 日

東京都大田区羽田一丁目 2 番 12 号

株式会社セガゲームス

代表取締役社長 里見 治紀

貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|--------|--------------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 27,859 | 流動負債 | 32,697 |
| 現金及び預金 | 2,822 | 支払手形 | 23 |
| 売掛金 | 8,452 | 買掛金 | 1,847 |
| コンテンツ制作勘定 | 9,698 | 関係会社短期借入金 | 20,562 |
| 商品 | 62 | 未払金 | 816 |
| 製品 | 101 | 未払費用 | 5,998 |
| 原材料 | 18 | 前受金 | 1,217 |
| 前渡金 | 60 | 前受収益 | 1,338 |
| 前払費用 | 379 | 預り金 | 160 |
| 関係会社短期貸付金 | 230 | 賞与引当金 | 708 |
| 未収法人税等 | 196 | 繰延税金負債 | 19 |
| 未収消費税等 | 772 | その他 | 5 |
| 未収入金 | 2,887 | | |
| 差入保証金 | 695 | 固定負債 | 9,033 |
| 繰延税金資産 | 1,432 | 関係会社長期借入金 | 8,580 |
| その他 | 49 | 預り保証金 | 297 |
| | | 繰延税金負債 | 106 |
| 固定資産 | 28,913 | その他 | 50 |
| 有形固定資産 | 638 | 負債合計 | 41,731 |
| 建物 | 311 | | |
| 工具器具備品 | 325 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 1 | 株主資本 | 15,196 |
| 無形固定資産 | 5,745 | 資本金 | 100 |
| ソフトウェア | 5,744 | 資本剰余金 | 18,307 |
| その他 | 0 | 資本準備金 | 2,500 |
| 投資その他の資産 | 22,529 | その他資本剰余金 | 15,807 |
| 投資有価証券 | 3,148 | 利益剰余金 | △ 3,211 |
| 関係会社株式 | 15,717 | 利益準備金 | 2,091 |
| 関係会社長期貸付金 | 884 | その他利益剰余金 | △ 5,302 |
| 前払年金費用 | 250 | 繰越利益剰余金 | △ 5,302 |
| 長期前払費用 | 67 | 評価・換算差額等 | △ 154 |
| 繰延税金資産 | 2,249 | その他有価証券評価差額金 | △ 154 |
| その他 | 211 | 純資産合計 | 15,042 |
| 資産合計 | 56,773 | 負債及び純資産合計 | 56,773 |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 平成27年4月 1日
至 平成28年3月31日

(単位：百万円)

| | 科 目 | | 金 | 額 |
|-----|-------------------------|-------|---|---------|
| I | 売 上 高 | | | 68,922 |
| II | 売 上 原 価 | | | 48,784 |
| | 売 上 総 利 益 | | | 20,138 |
| III | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | | 21,756 |
| | 営 業 損 失 | | | 1,618 |
| IV | 営 業 外 収 益 | | | |
| | 受 取 利 息 | 6 | | |
| | 為 替 差 益 | 621 | | |
| | そ の 他 | 309 | | 937 |
| V | 営 業 外 費 用 | | | |
| | 支 払 利 息 | 352 | | |
| | そ の 他 | 352 | | 704 |
| | 経 常 損 失 | | | 1,385 |
| VI | 特 別 利 益 | | | |
| | 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 21 | | |
| | 合 併 に 伴 う 利 益 | 545 | | |
| | そ の 他 | 176 | | 743 |
| VII | 特 別 損 失 | | | |
| | 減 損 損 失 | 58 | | |
| | 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 19 | | |
| | 事 業 再 編 損 | 3,081 | | |
| | 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 438 | | 3,598 |
| | 税 引 前 当 期 純 損 失 | | | 4,241 |
| | 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | | △ 1,613 |
| | 法 人 税 等 調 整 額 | | | 2,659 |
| | 当 期 純 損 失 | | | 5,286 |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 平成27年4月 1日
至 平成28年3月31日 〕

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-------------------------------------|-----------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 100 | 2,500 | 49,276 | 51,777 | 2,091 | △ 11,324 | △ 9,233 | 42,644 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | — | — | — | — | — | △ 15 | △ 15 | △ 15 |
| 会計方針の変更反映した 当期期首残高 | 100 | 2,500 | 49,276 | 51,777 | 2,091 | △ 11,339 | △ 9,248 | 42,628 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — | △ 5,286 | △ 5,286 | △ 5,286 |
| 分割型の会社分割に よる増減 | — | — | △ 22,145 | △ 22,145 | — | — | — | △ 22,145 |
| 合併による増減 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 欠損填補 | — | — | △ 11,324 | △ 11,324 | — | 11,324 | 11,324 | — |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | △ 33,469 | △ 33,469 | — | 6,037 | 6,037 | △ 27,432 |
| 当期末残高 | 100 | 2,500 | 15,807 | 18,307 | 2,091 | △ 5,302 | △ 3,211 | 15,196 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------------|------------------------|-----------------------|----------|
| | 土地再評 価 差 額 金 | その他有価 証券評価 差 額 金 | 評価・換算 差 額 等 合 計 | |
| 当期首残高 | △ 4,699 | 1,954 | △ 2,745 | 39,899 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | — | — | — | △ 15 |
| 会計方針の変更反映した 当期期首残高 | △ 4,699 | 1,954 | △ 2,745 | 39,883 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益 | — | — | — | △ 5,286 |
| 分割型の会社分割に よる増減 | 4,699 | △ 1,954 | 2,745 | △ 19,400 |
| 合併による増減 | — | 134 | 134 | 134 |
| 欠損填補 | — | — | — | — |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | — | △ 289 | △ 289 | △ 289 |
| 当期変動額合計 | 4,699 | △ 2,109 | 2,590 | △ 24,841 |
| 当期末残高 | — | △ 154 | △ 154 | 15,042 |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法…時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

1) コンテンツ制作勘定…個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2) その他のたな卸資産…移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定額法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期業績年度における負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末日において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を発生翌事業年度から均等償却することとしております。

なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額から未認識数理計算上の差異を調整した額を上回るため、当該超過額250百万円を投資その他の資産の「前払年金費用」として表示しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段

金利スワップ、為替予約

③ ヘッジ対象

借入金の金利、外貨建金銭債権債務

④ ヘッジ方針

為替及び金利等の相場変動に伴うリスクの軽減等を目的としてデリバティブ取引を行っております。なお、原則として実需に基づくものを対象に行っており投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

⑤ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動等の累計とヘッジ手段の相場変動等の累計とを比率分析する方法により有効性の評価を行っております。

ただし、金利スワップのうち特例処理を採用しているものについてはヘッジの有効性評価は省略しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(6) 連結納税制度の適用

セガサミーホールディングス株式会社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

(7) 会計方針の変更

(商品販売等の収益認識基準の変更)

当社は、従来、出荷基準により収益を認識しておりましたが、当事業年度より納品基準に変更しております。この変更は、当事業年度より製品の運送管理を強化したことに伴い、社内での納品日の把握体制が整備されたことを契機として、収益認識基準を検討した結果、納品時点で収益を認識する方法が経済的実態をより適切に反映することができると判断し、行ったものであります。

この結果、当事業年度の売上高は 83 百万円増加しており、売上総利益は 13 百万円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は 13 百万円増加しております。

また、当該会計方針の変更は遡及適用され、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の当期首残高は 15 百万円減少しております。

(デジタルゲーム分野の収益表示の変更)

当社は、従来、デジタルゲーム分野における売上及びプラットフォーム利用料等の関連費用について、売上高と売上原価、販売費及び一般管理費を相殺し純額にて計上しておりましたが、当事業年度より売上高と売上原価、販売費及び一般管理費を総額で計上する方法に変更しております。この変更は、成長分野と位置付けたデジタルゲーム分野への経営資源の再配分を進めるとともに、海外を含めた新規投資により事業展開を行う方針を決定したことにより、今後のデジタルゲーム分野の金額的重要性が増すことから、企業活動の状況をより明瞭に示す会計処理の検討を行った結果、売上高を総額表示とするとともにプラットフォーム利用料等の関連費用を売上原価、販売費及び一般管理費に計上することにより、経営成績をより明瞭に表示すると判断し、行ったものであります。

この結果、当事業年度の売上高は 10,472 百万円増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

また、当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当事業年度の期首の純資産に与える影響はありません。

(8) 表示方法の変更

(貸借対照表)

「立替金」の表示方法は、従来、「立替金」(前期 772 百万円)として区分掲記しておりましたが、重要性が乏しいため、流動資産の「その他」(当期 37 百万円)に含めて表示しております。

「敷金保証金」の表示方法は、従来、「敷金保証金」(前期 3,394 百万円)として区分掲記しておりましたが、重要性が乏しいため、投資その他の資産の「その他」(当期 210 百万円)に含めて表示しております。

「仮受金」の表示方法は、従来、「仮受金」(前期 481 百万円)として区分掲記しておりましたが、重要性が乏しいため、流動負債の「その他」(当期 5 百万円)に含めて表示しております。

「長期未払金」の表示方法は、従来、「長期未払金」(前期 1,270 百万円)として区分掲記しておりましたが、重要性が乏しいため、固定負債の「その他」(当期 50 百万円)に含めて表示しております。

「差入保証金」の表示方法は、従来、「流動資産 その他」(前期 449 百万円)に含めておりましたが、重要性が増したため、当期より「差入保証金」(当期 695 百万円)として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理につきましては、手形交換日をもって決済処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,083 百万円

(3) 保証債務

(単位：百万円)

| 被保証者 | 保証金額 | 被保証債務の内容 |
|---------------------|--------|---|
| 株式会社セガホールディングス | 19,248 | 金融機関からの借入債務に対し、株式会社セガ・インタラクティブと共に保証を行っているもの |
| Sega Europe Limited | 2 | 買掛金の支払い保証 左記のうち外貨建によるもの 2 百万円 (16 千 Stg ポイント) |
| 計 | 19,250 | |

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く)

短期金銭債権 4,649 百万円
短期金銭債務 4,662 百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げの額
 売上原価 3,162 百万円

(2) 関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 売上高 6,392 百万円
 その他営業取引による取引高 23,220 百万円
 営業取引以外の取引による取引高 2,109 百万円

(3) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

| 用途 | 種類 | 場所 | 減損金額 |
|----------|--------|----------|------|
| コンシューマ事業 | ソフトウェア | 東京都品川区 他 | 58 |
| 合計 | | | 58 |

当社は、事業の用に供している資産については、事業の種類別セグメントを基礎とし、独立したキャッシュ・フローを個別に見積もることが可能な資産又は資産グループについては個別にグルーピングしております。このうち、市場価格が著しく下落した、もしくは営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込である資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

(4) 合併に伴う利益

当社を存続会社とし、株式会社セガネットワークスを消滅会社とする吸収合併に伴う利益を特別利益の合併に伴う利益として 545 百万円計上しております。

抱合せ株式消滅差益 599 百万円
 未実現利益の調整 △54 百万円

(5) 事業再編損

海外事業の再編として発生しました損失を特別損失の事業再編損として 3,081 百万円計上しております。

韓国地域における事業再編損 2,063 百万円
 米国地域における事業再編損 1,018 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

| 種 類 | 発行済株式の数 (株) |
|---------|---------------|
| 普 通 株 式 | 174, 945, 700 |
| 計 | 174, 945, 700 |

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|---------------|
| 繰延税金資産 | |
| 繰越欠損金 | 39, 621 百万円 |
| 減価償却超過額 | 6, 732 百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 5, 210 百万円 |
| 前受収益 | 458 百万円 |
| 賞与引当金 | 247 百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 204 百万円 |
| 事業撤退・整理損 | 176 百万円 |
| 棚卸評価損 | 139 百万円 |
| その他 | 461 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 53, 253 百万円 |
| 評価性引当額 | △ 49, 320 百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 3, 933 百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △231 百万円 |
| 前払年金費用 | △92 百万円 |
| 未収還付事業税 | △53 百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △376 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 3, 681 百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | △125 百万円 |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 35.64% から回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 34.81%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 34.60% にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 76 百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が 82 百万円増加しております。また、その他有価証券評価差額金が 5 百万円増加しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に照らして必要な額をグループ間借入により調達しております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金の顧客の信用リスクは、当社の債権管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。

その他有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、当社は、月次で資金繰りの実績及び見込みを作成し、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引につきましては、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての貸付金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、及び変動金利による借入金の一部について支払利息の変動リスクを抑制するための金利スワップ取引であり、当社のデリバティブ取引管理規則等において「為替取引に関する基本方針」について事前に取締役会の承認を受けること及び取引権限や限度額等を定めることにより、デリバティブ取引を管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日 (当期の決算日) における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

時価の算定方法に関しましては(注 1)「金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及に関する事項」をご参照下さい。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(注 2)「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照下さい。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 (*1) | 時価 (*1) | 差額 |
|---------------|-------------------|----------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 2,822 | 2,822 | — |
| (2) 売掛金 | 8,452 | 8,452 | — |
| (3) 関係会社短期貸付金 | 230 | 230 | — |
| (4) 投資有価証券 | 3,088 | 3,088 | — |
| (5) 関係会社長期貸付金 | 884 | 884 | △0 |
| (6) 買掛金及び支払手形 | (1,870) | (1,870) | — |
| (7) 関係会社短期借入金 | (20,562) | (20,562) | — |
| (8) 未払金 | (816) | (816) | — |
| (9) 関係会社長期借入金 | (8,580) | (8,609) | △29 |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(3) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式については取引所の価格によっております。

(5) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入および新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 買掛金及び支払手形、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行、新規借入および新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金のうち、金利スワップの特例処理又は金利通貨スワップ(特例処理、振当処理)が適用されるものについては、当該金利スワップ又は金利スワップと一体として、時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 15,717 |
| 投資有価証券 | 60 |

上記については非上場株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

① 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社名 | 議決権の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|------------------|-------------------|----------------|---------------|--------------------|----------------|---------------|---------------|
| 親会社 | セガサミーホールディングス株式会社 | 被所有 直接 100% | 役員 の兼務 | 連結納税に伴う受取予定額 | — | 未収入金 | 1,760 |
| | | | | 資金の返済 | 2,140 | 関係会社 短期借入金 | 2,140 |
| | | | | 資金の借入 | | 関係会社 長期借入金 | 8,580 |
| | | | | 支払利息 (注 1) | 183 | 未払費用 | 71 |
| 親会社 | 株式会社セガホールディングス | 被所有 直接 100% | 資金の借入 | 資金の借入 (注 1) | 7,654 | 関係会社 短期借入金 | 7,654 |
| | | | 役員 の兼務 | 資金の借入 (注 2) | 3,059 | 関係会社 短期借入金 | 3,059 |
| | | | | 支払利息 (注 1) | 104 | 未払費用 | 46 |
| | | | | 経営指導料 | 経営指導料 (注 3) | 1,261 | 未払費用 |
| | | | 事務代行手数料 | シェアードサービス (注 3) | 2,620 | 未払費用 | 227 |
| | | | 建物の賃借 | 建物の賃借 (注 3) | 520 | 未払費用 | 26 |
| | | | 会社分割 (注 5) | 債権の買取 (注 4) | 1,400 | — | |
| 分割資産合計 分割負債合計 | 50,159 39,390 | — — | | | | | |

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注 2) グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、キャッシュ・マネジメント・システム取引であります

(注 3) 経営指導料、シェアードサービス、建物の賃借の支払については、株式会社セガホールディングスより提示された金額を基礎として交渉により決定しております。

(注 4) 資産譲渡契約による資産の譲渡については、対象となる資産の帳簿価格を基準としております。

(注 5) 共通支配下の取引として処理しております。

② 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社名 | 議決権の 所有割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---|---------------------|--|-----------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社 | Sega of America, Inc. | 所有 直接 100% | 米国にお ける当社ゲーム ソフトウェアの販売 及び開発 資金の借入 役員の兼務 | ゲームソフトウェア 販売 (注1) | 2,145 | 売掛金 | 277 |
| | | | | 開発委託費 支払 (注1) | 294 | 買掛金 | 53 |
| | | | | 販売ロイヤリティ (注2) | 153 | 未払費用 | 52 |
| | | | | 資金の借入 (注3) | 1,026 | 関係会社 短期借入金 | 6,176 |
| | | | | 支払利息 (注3) | 56 | 未払費用 | 7 |
| 子会社 | Sega Europe Limited | 所有 直接 100% | 英国にお ける当社ゲーム ソフトウェアの販売 及び開発 資金の借入 役員の兼務 | ゲームソフトウェア 販売 (注1) | 1,914 | 売掛金 | 1,443 |
| | | | | 資金の借入 (注3) | 1,323 | 関係会社 短期借入金 | 1,194 |
| | | | | 支払利息 (注3) | 7 | 未払費用 | 6 |
| 子会社 | Sega Publishing Europe Limited | 所有 直接 100% | 欧州にお ける当社ゲーム ソフトウェアの開発 役員の兼務 | 開発委託費 支払 (注1) | 6,790 | 買掛金 | 874 |
| 子会社 | SEGA PUBLISHING KOREA Limited | 所有 直接 100% | 資金の貸付 役員の兼務 | 資金の貸付 (注4) | 202 | 関係会社 短期貸付金 | 202 |
| | | | | 受取利息 (注4) | 1 | | — |
| 子会社 | 株式会社 f4 samurai | 所有 直接 60.7% | 国内にお ける当社ゲーム ソフトウェアの開発 | 共同開発に 伴う取引 (注1) | 860 | | — |
| | | | | 共同開発に おけるロイヤ リティの支払 (注2) | 2,187 | 未払費用 | 229 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------------------|---------------|---------------------------------------|---|--|-----------------------------|------------------------------------|
| 子会社 | Sega Networks Inc. | 所有 直接 100% | 欧米におけるデジタルゲームの開発受託・事務代行等 役員の兼務 | 開発委託費 支払 (注 1) 支払手数料 (注 2) ゲームソフトウェア 販売 (注 1) 再編に係る 費用 (注 5) | 860 1,100 1,554 351 | 未払費用 売掛金 未払費用 | — 460 319 351 |
| 子会社 | 株式会社 アトラス | 所有 直接 100% | 国内における当社ゲームソフトウェアの開発 役員の兼務 | 開発委託費 支払 (注 1) 広告宣伝費 (注 2) | 1,576 692 | | — — |
| 子会社 | Atlus U. S. A., Inc | 所有 間接 100% | 米国における当社ゲームソフトウェアの開発・販売 | ゲームソフトウェア 販売 (注 1) 資金の借入 (注 3) | 400 361 | 売掛金 関係会社 短期借入金 | 51 337 |
| 子会社 | 株式会社 エス・ビー・ベンチ ヤーズ | 所有 直接 100% | 特定目的会社 役員の兼務 | 資金の貸付 (注 4) 受取利息 (注 4) | 884 3 | 関係会社 長期貸付金 その他 | 884 3 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) ゲームソフトウェアの販売価格及び開発費の取引額は、一般取引先と同様の取引を勘案して決定しております。

(注 2) ロイヤリティ、広告宣伝費および支払手数料の取引額は、一般取引先と同様の取引を勘案して決定しております。

(注 3) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注 4) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注 5) 再編に係る費用を当社が負担したものといたします。

③兄弟会社等

| 種類 | 会社名 | 議決権の 所有割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------|-------------------|---------------------|---------------|-------------------------------------|---------------|--------|---------------|
| 親会社の子会社 | 株式会社セガ・インタラクティブ | - | 役員 の兼務 | 商品仕入 (注1) | 208 | 買掛金 | 62 |
| | | | | 開発委託品の 支払(注2) | 958 | | - |
| | | | | 販売ロイヤリティ (注3) | 1,004 | 未払費用 | 157 |
| | | | 会社分割 (注4) | 分割資産合計 14,640 分割負債合計 5,765 | | - - | |
| 親会社の子会社 | 株式会社セガ・ライブクリエイション | - | 会社分割 (注4) | 分割資産合計 5,937 分割負債合計 4,063 | | - - | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品仕入の取引額は、一般取引先と同様の取引を勘案して決定しております。

(注2) 開発費の取引額は、一般取引先と同様の取引を勘案して決定しております。

(注3) ロイヤリティの取引額は、一般取引先と同様の取引を勘案して決定しております。

(注4) 共通支配下の取引として処理しております。

(2) 親会社または重要な関連会社に関する注記

①親会社情報

セガサミーホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

株式会社セガホールディングス

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 85円98銭

(2) 1株当たり当期純損失 △30円21銭

9. 企業結合の注記

当社の親会社であるセガサミーホールディングス株式会社は、平成26年10月31日に遊技機事業、エンタテインメントコンテンツ事業、リゾート事業の3事業グループへの再編を決定しております。それに伴い実施された平成27年4月1日付グループ組織再編は以下の通りです。

(概要)

(1) エンタテインメントコンテンツ事業

- ①当社のアミューズメント機器事業部門（開発・生産部門および一部子会社株式資産を含む）を新設分割し、株式会社セガ・インタラクティブ（以下「セガ・インタラクティブ」）を設立し、セガサミーホールディングス株式会社にセガ・インタラクティブ株式を割り当てる。
- ②当社のコーポレート部門等（一部子会社株式資産を含む）を新設分割し、株式会社セガホールディングス（以下「セガホールディングス」）を設立し、セガサミーホールディングス株式会社にセガホールディングス株式を割り当てる。
- ③当社はコンシューマ事業部門（開発・生産部門および一部子会社株式資産を含む）を中心とする存続会社として、株式会社セガネットワークスを吸収合併し、名称を株式会社セガゲームス（以下「セガゲームス」）に変更する。
- ④セガサミーホールディングス株式会社が保有する当社、セガ・インタラクティブ、株式会社セガトイズ、株式会社サミーネットワークス、株式会社トムス・エンタテインメント、マーザ・アニメーションプラネット株式会社の株式をセガホールディングスへ現物出資し、各社をセガホールディングスの完全子会社とする。

(2) リゾート事業

当社のエンタテインメントパーク事業の一部を新設分割し、株式会社セガ・ライブクリエイション（以下「セガ・ライブクリエイション」）を設立、セガサミーホールディングス株式会社にセガ・ライブクリエイション株式を割り当てる。

(結合当時企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、取引の概要)

(1) 新設分割(株式会社セガ・インタラクティブ)

① 取引の内容

1) 取引の概要

事業の名称：アミューズメント機器事業部門

事業の内容：アミューズメント機器の開発・製造・販売等

2) 企業結合日

平成27年4月1日

3) 企業結合の法的形式

アミューズメント機器分野の開発・運営事業を分割し、新設分割設立会社に事業を承継する新設分割であります。

4) 結合後企業の名称

株式会社セガ・インタラクティブ

5) 新設会社の資本金額

100,000,000円

6) その他取引の概要に関する事項

セガグループ内におけるアミューズメント機器事業の収益最大化を目的とし、主要機能を切り出し、新設する新会社に会社分割により継承

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)および「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

(2) 新設分割(株式会社セガホールディングス)

① 取引の内容

1) 取引の概要

事業の名称：コーポレート部門等

事業の内容：セガグループの経理管理及びそれに付帯する業務

2) 企業結合日

平成 27 年 4 月 1 日

3) 企業結合の法的形式

子会社管理事業を分割し、新設分割設立会社に事業を承継する新設分割であります。

4) 結合後企業の名称

株式会社セガホールディングス

5) 新設会社の資本金額

100,000,000 円

6) その他取引の概要に関する事項

セガグループ内における管理機能を集約することにより、エンタテインメント事業全体の収益最大化を目的とし、主要機能を切り出し、新設する新会社に会社分割により継承

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)および「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

(3) 新設分割(株式会社セガ・ライブクリエイション)

① 取引の内容

1) 取引の概要

事業の名称：エンタテインメントパーク事業の一部

事業の内容：エンタテインメント施設の企画・開発・運営等

2) 企業結合日

平成 27 年 4 月 1 日

3) 企業結合の法的形式

エンタテインメントパーク事業分野の開発・運営事業を分割し、新設分割設立会社に事業を承継する新設分割であります。

4) 結合後企業の名称

株式会社セガ・ライブクリエイション

5) 新設会社の資本金額

100,000,000 円

6) その他取引の概要に関する事項

セガサミーホールディングスグループ内におけるリゾート事業におけるエンタテインメント施設事業の収益最大化を目的とし、主要機能を切り出し、新設する新会社に会社分割により継承

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)および「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

(4) 吸収合併

① 取引の内容

1) 取引の概要

企業の名称：株式会社セガネットワークス

事業の内容：デジタルゲーム分野の開発・運営等

2) 企業結合日

平成 27 年 4 月 1 日

3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社セガネットワークスを消滅会社とする吸収合併方式であります。

なお、当社においては、会社法第 799 条第 3 項の規定により株主総会決議を省略しております。

4) 結合後企業の名称

株式会社セガゲームス

5) 存続会社及び消滅会社の資本金額

存続会社：100,000,000 円

消滅会社：10,000,000 円

6) その他取引の概要に関する事項

セガグループ内におけるデジタルゲーム事業の推進を担う機能の位置づけを明確化し、同事業の強化・拡大を図るものであります。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)および「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。